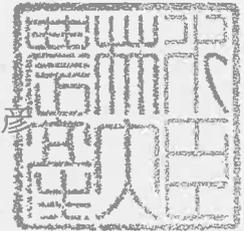




23消安第2054号
平成23年7月5日

食品安全委員会
委員長 小泉 直子 殿

農林水産大臣 鹿野 道彦



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第14号、食品安全委員会令（平成15年政令第273号）第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令（平成15年内閣府令第66号）第3号の規定に基づき、下記事項に係る貴委員会の意見を求めます。

記

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第1の1の（1）のシただし書の規定に基づき、飼料としての安全性が確認されていない遺伝子組換え農作物であって飼料の用に供することが目的とされていないものの全部又は一部を含む飼料について、我が国において当該農作物の食品としての安全性が確認されているものは組換えDNA技術によって得られた生物を含む飼料の安全性の確保に支障がないものとして基準を定めること（別紙）。



組換えDNA技術によって得られた生物を含む飼料について安全性の確保
に支障がないものとして農林水産大臣が定める基準について

1 組換えDNA技術によって得られた生物を含む飼料（以下「GM飼料」という。）
としての安全性確認の制度

(1) 制度の概要

GM飼料の安全性の確認については、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）に基づき、GM飼料を摂取する家畜の健康影響について農業資材審議会の意見を聴くとともに、食品安全基本法（平成15年法律第48号）に基づき、GM飼料を給餌された家畜に由来する畜産物を摂取する人の健康影響について食品安全委員会の意見を聴いた上で、農林水産大臣が行うこととされている。

ただし、飼料としての安全性の確保に支障がないことが明らかであるとして農林水産大臣が定める基準に適合するGM飼料については、この限りではないとされている。

(2) 組換えDNA技術によって得られた農作物の安全性評価手法

GM飼料を摂取する家畜の健康影響及びこれらの家畜に由来する畜産物を摂取する人の健康影響については、一般的に、既存の非GM飼料を比較対照として、その安全性を評価している。

なお、厚生労働省が食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づき行っている食品として摂取する人の健康影響についても、同様の手法により、その安全性を評価している。

2 農林水産大臣が新たに定める基準（案）の趣旨

農林水産省では、専ら食品に利用される組換えDNA技術によって得られた農作物（以下「食品専用GM農作物」という。）については、我が国において食品としての安全性が確認されていることを要件に、飼料としての安全性の確保に支障がないものとする基準の策定を検討している。

基準設定の背景については以下のとおり。

- 食品専用GM農作物は、飼料として流通、利用等されないことから、GM飼料としての安全性の確認を行う必要はない。しかし、最近の食品リサイクルの進展から、食品残渣等が飼料に再利用される場合があるため、食品専用GM農作物が食品残渣等に混入した結果、家畜が摂取する可能性を否定できない。
- GM飼料を給餌された家畜に由来する畜産物を摂取する人の健康影響の評価については、食品安全委員会の作成した「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」（平成16年5月6日食品安全委員会決定）では、遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価を行うに当たっては、

- ① 当該遺伝子組換え飼料若しくは飼料添加物中に組換え体由来の新たな有害物質が生成され、これが肉、乳、卵等の畜産物中に移行する可能性
 - ② 当該遺伝子組換え飼料若しくは飼料添加物中に遺伝子組換えに由来する成分が畜産物中で有害物質に変換・蓄積される可能性
 - ③ 当該遺伝子組換え飼料若しくは飼料添加物中に遺伝子組換えに起因する成分が家畜の代謝系に作用し、新たな有害物質を産生する可能性
- がないと考えられる場合は、食品健康影響評価は必要ないが、

- (a) 一般的に、挿入された遺伝子若しくは当該遺伝子によって産生されるタンパク質が、肉、乳、卵等の畜産物中に移行することは報告されておらず、また、害虫抵抗性、除草剤耐性、ウイルス抵抗性などの形質が付与されるものについては①のみならず、②、③の可能性も考えにくいことから、通常安全性上の新たな問題は生じないと考えられる。
- (b) 食品としての安全性評価が終了した遺伝子組換え食品については、当該遺伝子が作るタンパク質等の安全性が既に評価されていることから、その成分が家畜において有害物質に変換・蓄積されること等を疑う合理的理由がない限り、これを摂取した家畜由来の畜産物に安全上の問題はないと考えられることを考慮した上で、個別に安全性評価の必要性についての判断を行うものとされている。

○ これらの考え方により、食品専用GM農作物については、食品の安全性が確認されていれば、これが食品残渣等に混入したとしても畜産物を摂取した人の健康影響に支障を及ぼすとは考えにくい。

○ このため、食品専用GM農作物については、我が国において食品としての安全性が確認されていることを要件として、飼料としての安全性の確保に支障がないものとして基準を定める。

3 基準の内容

(1) 基準の対象となる農作物

飼料としての安全性が確認されていない農作物であって、飼料の用に供することが目的とされていないものの全部又は一部を含む飼料。

(2) 基準

我が国において(1)の農作物の食品としての安全性が確認されていること。

4 今後の方向

本基準は、食品安全委員会及び農業資材審議会における答申が得られた後、施行する。

なお、現時点で「基準の対象となる農作物」と想定されるのは、パパイヤリングスポットウイルス抵抗性パパイヤ55-1系統(以下「パパイヤ55-1」とする。)のみである。パパイヤ55-1については、本基準の施行とともに、基準を適用する。